

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和5年(2023年)4月24日

彦根市長 和田 裕行

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

	種類				実施地域等		実施期間	実施主体
	1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
1	○				彦根市上西川町、本庄町、下岡部町、田原町、上稻葉町、稻里町、賀田山町、千尋町、太堂町、三津町、薩摩町、甲崎町、上岡部町、石寺町、葛籠町、西葛籠町、法士町、野口町、川瀬馬場町、辻堂町、鳥居本町、佐和山町、宮田町、新海町、田附町、南三ツ谷町、日夏町、普光寺町、出路町、金田町地先	無	R2年度～R6年度	広域ひこね運営委員会